

大阪府内単位スポーツ少年団の組織と登録に関する規程

第1章 総 則

第1条 この規程は、「日本スポーツ少年団設置規程」第3条および「大阪府スポーツ少年団本部規程」第2条の目的に基づいて結成される大阪府内単位スポーツ少年団（以下「単位団」という。）の組織と登録について定める。

第2章 単 位 団 の 組 織

第2条 単位団の結成は、原則として日常活動が円滑に行える範囲の地域を単位とする。

第3条 結成にあたっては、単位団には「〇〇〇〇スポーツ少年団」の名称を付するものとする。

第4条 単位団は、日本スポーツ少年団が示す「スポーツ少年団規約例」および「同、育成母集団規約例」に準じた規約を定めなければならない。

第5条 単位団は、日本スポーツ少年団の設置目的に賛同する団員、指導者、役員およびスタッフならびに育成母集団によって組織される。

第6条 単位団は、登録する年の4月1日現在満3歳以上の団員で組織する。ただし、満3歳以上小学生未満の者については、単位スポーツ少年団の活動内容・受入体制や当該者の体力・運動能力等を十分に考慮し、個別に対応するものとする。

2 単位団には、原則団員が10名以上とする。なお、例外として更新団に限り、団員が5名以上であれば登録を認めるものとする。

第7条 単位団には、日本スポーツ少年団指導者・リーダー規程に基づくリーダーをおく。

2 リーダーは、単位団に所属する団員をもってこれにあてる。

3 リーダーは、所定の推薦により日本スポーツ少年団指導者・リーダー規程に基づく各種リーダースクールを受講し、資格の認定を受けることができる。

第8条 単位団には、日本スポーツ少年団指導者・リーダー規程に基づくスポーツ少年団の理念を学んだ2名以上の指導者をおく。なお、新規団指導者は年度内に資格取得を必須とする。

2 単位団には、指導者2名以上の登録を必須とする。

3 指導者は、日本スポーツ少年団指導者・リーダー規程に基づく各種指導員講習会を受講し、資格の認定を受けることができる。

4 指導者または登録する年の4月1日現在満18歳以上の役員およびスタッフのうち1名を代表者とする。

5 幼児（登録する年の4月1日現在満3歳以上小学生未満）を受け入れる単位団にはアクティブチャイルドプログラム関連の研修会に参加した者が1名以上いること。（幼児受入の段階で研修会に参加した者がいない場合は、幼児を受け入れた年度内に受講できれば良いものとする。）

第9条 単位団には、団員の保護者及び単位団の活動の目的に賛同する個人・団体をもって組織する育成母集団をおく。

第3章 単 位 団 の 登 録

- 第10条 単位団は、当該府内市町村スポーツ少年団に加入を申し入れ、承認を受けなければならない。
- 第11条 加入を認められた単位団は、日本スポーツ少年団「登録規程」ならびに「登録規程施行細則」に基づき、大阪府スポーツ少年団及び所属市町村スポーツ少年団が示す要領に従って、年1回、定められた期日までに登録手続きをとらなければならない。
- 第12条 登録にあたっては、日本スポーツ少年団、大阪府スポーツ少年団、地区スポーツ少年団連絡協議会ならびに所属市町村スポーツ少年団が、それぞれに定める登録料の合計額を、所属市町村スポーツ少年団へ一括納入する。
- 2 大阪府スポーツ少年団への登録料は、団員1名600円、指導者、役員、スタッフ1名1,400円とする（日本スポーツ少年団への登録料を含む）。
- 第13条 登録した単位団は、団旗（有償）が使用でき、登録の都度「登録規程施行細則」による認定リボンが交付される。
- 第14条 登録した団員、指導者、役員およびスタッフには、登録の都度「登録規程施行細則」による諸章等がそれぞれに交付される。
- 第15条 登録した単位団、団員、指導者、役員およびスタッフは、該当するスポーツ少年団活動に参加する資格と権利を有する。
- 第16条 この規程は、大阪府スポーツ少年団本部理事会の議決によって変更することができる。

第4章 附 則

- 第17条 この規程は、昭和45年3月30日制定施行の「大阪府スポーツ少年団準則」ならびに「大阪府スポーツ少年団の育成および登録規程」を廃し、新たに制定する。

平成元年2月15日 制定

平成元年4月1日 施行

ただし、第8条第2項については、平成2年4月1日から施行する。

平成27年2月24日 改定

平成27年4月1日 施行

平成27年10月7日 改定

平成28年4月1日 施行

平成29年4月1日 改定

令和2年4月3日 改定

令和2年4月3日 施行

令和3年3月18日 改定

令和3年4月1日 施行

令和	3年10月28日	改定
令和	4年4月 1日	施行
令和	5年3月29日	改定
令和	5年4月 1日	施行
令和	6年12月12日	改定
令和	7年4月 1日	施行

第8条第1項は令和3年度に限り、特別な事情により「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」が1名となる単位団において、これを適用しない（特別な事情の場合、「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」が1名でも更新登録することを可能とする）。なお、令和2年度新規単位スポーツ少年団については「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」の人数にかかわらずこれを適用しない（「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」が引き続き0名でも更新登録を可能とする）。ただし、令和2年度更新単位スポーツ少年団は次の（1）を、令和2年度新規単位スポーツ少年団は次の（1）または（2）を満たす必要がある。

（1）スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者が1名の場合

この1名を除いた指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも1名が、令和3年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。

（2）スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者がいない（0名の）場合

指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも計2名が、令和3年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。